

大阪信愛学院大学 公的研究費の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及びその他の関係法令通知等に基づき、大阪信愛学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人又は各府省及び各府省の所管する独立行政法人等から配分される競争的資金、研究資金等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。

3 この規程において、「不正使用」とは、研究費に係る不正な申請、予算の執行（架空請求に係る業者への預け金、実態とは異なる謝金又は給与の請求、不当な旅費の請求等）、その他関係法令、公的研究費の配分機関の定め、学内関係規程等に違反した公的研究費の使用をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者は、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書等に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本指針を周知及び実施するために必要な措置を講じるとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が、公的研究費等の適切な運営及び管理並びにコンプライアンス教育及び啓発活動を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理並びにコンプライアンス教育及び啓発活動について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定し、次条に定めるコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、公的研究費の運営・管理について実施的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各部長、大学事務部長、学術・研究推進委員長およびしんあい教育研究ケアセンター長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るために、研究費使用者に対してコンプライアンス教育を実施、受講状況を管理監督する。
- (3) 不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るため、研究費使用者に対して啓発活動を実施する。
- (4) 研究者が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(コンプライアンス教育と誓約書)

第7条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員が、どのような行為が不正に当るのかを理解し、不正防止対策への意識を高めるように、コンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス教育では、本学と学校法人大阪信愛学院（以下「学院」という。）の規程等や、運用ルール、手続、告発などの本学の制度と遵守すべき事項、不正発覚時の法人の懲戒処分、弁償責任、資格制限、研究費の返還等の措置、本学の不正防止対策等について説明し、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

3 前項の理解とコンプライアンス意識の浸透を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、「研究費の使用に係る誓約書」【別表1】の提出を求めるものとする。

(事務管理部門)

第8条 公的研究費の事務管理については総務課が関係部署と協力のもとに行う。

2 公的研究費に係る事務処理手続は、別に定めのある場合のほか、学院が定める各規程による。

3 前項に定める規程は、必要に応じて適宜見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

(公募の申請)

第9条 公募に関する書類を公募先に提出する場合は、研究代表者等は総務課に届出るものとする。

(間接経費の大学への譲渡)

第10条 研究者は、配分を受けた間接経費を本学に譲渡するものとする。

2 間接経費の経理事務は、法人事務局財務部経理課が行う。

(購入物品の発注、検収)

第11条 物品の発注は、原則として総務課が行うものとする。ただし、5万円未満の物品については、研究者による発注を認める。（基本的重要資産（本学院経理規程第24条1項）については、金額に関わらず総務課による発注とする。）

2 公的研究費による全ての物品の取得に際しては、検収を受けなければならない。

3 検収は、総務課が行う。

(公的研究費により取得した機器備品の寄贈手続)

第12条 研究者は、機器備品の取得に際し、本学に寄贈を行うこととされているものにあつては、所定の手続きを行わなければならない。

(機器備品の管理・使用責任)

第13条 研究者は、研究実施に当たり、機器備品等の管理及び使用責任者として責務を果たすものとする。

2 研究者は、公的研究費で購入した機器備品に起因する事故があった場合には、その旨を統括管理責任者に報告しなければならない。

(適正な執行管理)

第14条 事務管理部門の責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、必要な措置を講じなければならない。

(不正防止及び不正防止計画)

第15条 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正が発生する要因を把握し、不正防止に努めるとともに具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

(相談窓口)

第16条 公的研究費の規程及び事務処理手続等のルールに関する学内外からの実務的な相談窓口を設置し、総務課長をこれに充てる。

2 事務部長および総務課長は、研究遂行を適切に支援するため、前項による相談について、必要に応じて学内関係部署間の調整をはかり、適切かつ迅速に対応を行わなければならない。

(通報窓口)

第17条 公的研究費の使用に関して、学内外からの不正の疑いの指摘や本人からの申出等の不正の告発等を受け付ける窓口を設置し、統括管理責任者をこれに充てる。

2 前項の告発等があった場合、統括管理責任者は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者を指揮して告発内容について調査を行い、必要に応じて、是正措置及び就業規則に基づく処分等を行うものとする。

4 通報窓口及び調査等に関わる者は、職務上知り得た秘密を厳重に保持しなければならない。ただし、特段の理由がある場合及び調査結果等の公表後における公表内容についてはこの限りではない。

5 告発を行った者に対しては、告発をしたことを理由として、不利益な取扱を受けることがないよう配慮するものとする。ただし、悪意をもって虚偽の告発をした者については、必要に応じて就業規則に基づく処分等を行うものとする。

(告発等の取扱い)

第18条 前条の告発等を受け付けた場合、統括管理責任者は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

2 報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置及び調査)

第19条 前条により調査が必要と判断された場合は、本学に調査委員会を設置し、調査を実施する。

2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者を含む調査委員を複数名任命する。

4 公正かつ透明性の確保の観点から、調査委員には、本学に属さない第三者としての弁護士、公認会計士等を含むものとする。また、大阪信愛学院大学における公正な研究活動の推進に関する規程における本調査委員会の学外有識者を兼ねるものとする。

5 この第三者としての調査委員は、本学及び告発者、被告発者とは、直接の利害関係を有しない者でなければならない。ま

(調査中における一時的執行停止)

第20条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対して、当該研究費の使用停止を命ずることができる。

(認定)

第21条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、最高管理責任者に報告するものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力)

第22条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議するものとする。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。もし期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

3 調査の過程で、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定を行い、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めがある場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 配分機関の求めがある場合には、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出や閲覧、現地調査に応じるものとする。

(懲戒処分等)

第23条 調査の結果、不正が認定された場合は、統括管理責任者は、学院が定める就業規則等に基づく懲戒処分について、最高管理責任者に意見を述べるものとする。

2 最高管理責任者は、学院と懲戒について協議し、意見を述べる。

3 公的研究費の私的流用等、行為の悪質性が高い場合は、学院は不正行為をした者に対して、刑事告発や民事訴訟などの法的な手続を取ることができる。

(公表)

第24条 調査の結果、不正が認定された場合は、最高管理責任者は、速やかに調査結果を公表する。

2 公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

3 合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることがある。

(内部監査)

第25条 公的研究費の適正な運営・管理のため、公正かつ的確な監査を行うものとする。

2 監査は、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

(モニタリング体制)

第26条 最高管理責任者及び統括管理責任者は、公的研究費の適正な管理のために制定された本規程

を含む学内のルールやその遵守状況について、モニタリングする体制を構築するものとする。

2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、モニタリングの結果を受け、公的研究費をより適正かつ効率的に使用するために必要と考えられる学内ルール等の改善を図るものとする。

(情報公開)

第27条 本学における公的研究費の不正使用防止の取り組みや、公的研究費の使用に関する不正の通報(告発)窓口は、本学のホームページにおいて公開するものとする

(事務主管)

第28条 この規程に関する事務の主管は、総務課とする。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

(別表1)

研究費の使用に係る誓約書

私は、大阪信愛学院大学の構成員または研究員として、公的研究費による研究に携わるにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 公的研究費等は、原資が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正を行わないこと。
- 2 公的研究費等の使用に当たり、当該公的研究費の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと。
- 3 前各号に違反して、不正を行った場合は、本学並びに配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。
- 4 公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。
- 5 公的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係をはじめ、執行全般において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。
- 6 教職員は相互に連携・協力し、公的研究費等の不正使用防止に努めること。

以上

年 月 日

大阪信愛学院大学 学長 殿

所 属 _____

氏 名(自署) _____